

## 法制度等の主な動きとポイント

『新・基本保育シリーズ』は、保育者養成校において保育者を志している方々が学ぶテキストとして発刊され、今日まで多くの方々に基礎知識や技術を修得するためにご活用いただいております。

本冊子は、令和6年度における法制度等の主な動きのうち、本シリーズに関連の深い事項をわかりやすく解説したものです。

### CONTENTS

---

1	子ども・子育て支援法等の改正	2
2	こども性暴力防止法の制定	4
3	育児・介護休業法の改正	4
4	児童自立生活援助事業に関する改正	6
5	一時保護施設の設備及び運営に関する基準の制定	6
6	児童福祉施設および家庭的保育事業等設備運営基準の一部改正	7
7	子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正	7
8	民法等の改正	8
9	生活困窮者自立支援法等の改正	8
10	「障害児支援の安全管理に関するガイドライン」の策定	9
11	障害児の補装具費支給制度の拡充	10
12	第14次地方分権一括法の公布	10

## 1 子ども・子育て支援法等の改正

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が2024（令和6）年6月12日に公布された。改正の概要は以下のとおりである（2024（令和6）年10月1日施行。ただし、(5)は公布日、(4)は2024（令和6）年11月1日、(1)②、(1)④～⑥、(2)、(6)は2025（令和7）年4月1日、(1)③は2026（令和8）年4月1日施行）。

### (1) 子ども・子育て支援法の改正

#### ① 目的・定義の改正

法の目的、「子ども・子育て支援」の定義に、子どもをもつことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現・環境の整備を追加し、法の趣旨を明確化する。

#### ② 妊婦のための支援給付の創設

妊娠期の負担の軽減のため、「妊婦のための支援給付」を創設する。10万円相当の経済的支援と、児童福祉法に規定する「妊婦等包括相談支援事業」とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。

#### ③ 乳児等のための支援給付の創設（こども誰でも通園制度関連）

満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象とし、新たに「乳児等のための支援給付」を創設する。児童福祉法に「乳児等通園支援事業」を規定し、月一定時間の利用可能枠のなかで、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組みとする。市町村は利用対象者に対して、乳児等支援給付費を支給する。

#### ④ 子ども・子育て支援金制度の創設

国は、児童手当や妊婦のための支援給付、乳児等のための支援給付などの必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。

#### ⑤ 「産後ケア事業」の地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

母子保健法に規定する産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置づけ、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。

#### ⑥ 教育・保育等に関する情報の報告および公表

教育・保育を提供する施設・事業者を経営情報等の都道府県への報告と、都道府県にはその公表を義務づける（経営情報の継続的な見える化）。

### (2) 児童福祉法の改正

#### ① 妊婦等包括相談支援事業の創設

妊婦とその配偶者等に対して、面談等により、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健および子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う。

## ② 乳児等通園支援事業の創設（こども誰でも通園制度関連）

保育所等の施設において、満3歳未満の乳児等（保育所に入所しているものなどを除く）に適切な遊びや生活の場を与えるとともに、乳児等や保護者の心身の状況と養育環境を把握するための保護者との面談、保護者に対する子育てについての情報の提供、助言等の援助を行う。なお2025（令和7）年1月14日には、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」が制定され、事業の設備・運営について、市町村が条例で基準（最低基準）を定める際に従う・参酌する基準が定められた。

## (3) 児童手当法の改正

児童手当について、表のとおり改正が行われ、2024（令和6）年10月支給分より実施されている。

改正点	改正後	改正前
支給期間	高校生年代まで	中学生まで
所得制限	なし	あり
支給月額	3歳未満 第1子・第2子 15,000円 第3子以降 30,000円 3歳～高校生年代 第1子・第2子 10,000円 第3子以降 30,000円	3歳未満 一律15,000円 3歳～小学生 第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円 中学生 一律10,000円 特例給付（所得制限以上）一律5,000円
支払月	年6回（偶数月）	年3回（2、6、10月）

※多子加算のカウント方法については、改正前の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

## (4) 児童扶養手当法の改正

児童扶養手当の第3子以降の加算額を、第2子の加算額と同額に引き上げる。

## (5) 子ども・若者育成支援推進法の改正

ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義し、国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記する。

## (6) 雇用保険法の改正

子の出生直後の一定期間以内に両親ともに育児休業を取得した場合に支給する「出生後休業支援給付」と、2歳未満の子を養育するために時短勤務をしている場合に支給する「育児時短就業給付」を創設する。

- 【主な関係巻】 ③『子ども家庭福祉』第4講・第6講・第14講  
④『社会福祉』第2講・第4講  
⑤『子ども家庭支援論』第3講・第4講・第13講  
⑥『社会的養護Ⅰ』第2講・第6講・第9講

## 2 こども性暴力防止法の制定

2024（令和6）年6月26日に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（子ども性暴力防止法）が公布され、同日から起算して2年6か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなった。児童対象性暴力等を防止し、児童等の心身の健全な発達に寄与することを目的とする法律で、概要は以下のとおりである。

### 1. 学校設置者等および民間教育保育等事業者の責務等

- ・学校設置者等（学校、児童福祉施設等）および民間教育保育等事業者（学習塾等）について、その教員等および教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に努めるとともに、被害児童等を適切に保護する責務を有することを規定した。

### 2. 学校設置者等が講ずべき措置

- ・教員等に研修を受講させることや、児童等との面談・児童等が相談を行いやすくするための措置を講じる。
- ・教員等としてその業務を行わせる者について、4に掲げる仕組みにより特定性犯罪（不同意性交等罪など）の前科の有無を確認し、児童対象性暴力等が行われるおそれがある場合の防止措置（教育、保育等に従事させないこと等）を実施する。
- ・児童対象性暴力等の発生が疑われる場合の調査、被害児童等の保護・支援を行う。

### 3. 民間教育保育等事業者の認定および認定事業者が講ずべき措置

- ・内閣総理大臣（※）は、2に掲げる学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている事業者について、認定・公表する。
- ・認定事業者には2に掲げるものと同等の措置実施を義務づける。

### 4. 犯罪事実確認の仕組み等（「日本版DBS」の創設）

- ・2および3の対象事業者が、内閣総理大臣に対して、従事者または従事させようとする者の犯罪事実を確認する仕組みを創設する。当該仕組みにおいては、対象となる従事者等に前科がある場合、あらかじめ本人に通知し、本人は通知内容の訂正請求をすることが可能である。
- ・内閣総理大臣は、対象事業者から申請があった場合、特定性犯罪（痴漢や盗撮等の条例違反を含む）前科の有無について記載した犯罪事実確認書を対象事業者に交付する。

※内閣総理大臣の権限は、こども家庭庁長官に委任されている。

【主な関係巻】 ③『子ども家庭福祉』第7講・第9講

④『社会福祉』第2講・第4講

⑱『子育て支援』第13講

## 3 育児・介護休業法の改正

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、2024（令和6）年5月31日に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が公布された。改正の概要は以下のとおりである（2025（令和7）年4月1日施行。ただし、(2)③は2024（令和6）年5月31日、(1)①および⑤は2025（令和7）年10月1日施行）。

### (1) 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充（育児・介護休業法）

- ① 3歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者に関し、事業主が職場のニーズを把握し

たうえて、柔軟な働き方を実現するための措置（始業時刻等の変更、在宅勤務等（テレワーク）、短時間勤務、養育両立支援休暇の付与、その他働きながら子を養育しやすくするための措置のうち、二つ以上）を講じ、労働者が選択して利用できるようにすることを義務づける。また、当該措置の個別の周知・意向確認を義務づける。

- ② 所定外労働の制限（残業免除）の対象となる労働者の範囲を、小学校就学前の子（現行は3歳になるまでの子）を養育する労働者に拡大する。
  - ③ 子の看護休暇を子の行事参加等の場合も取得可能とし、対象となる子の範囲を小学校3年生（現行は小学校就学前）まで拡大、これに伴い子の看護休暇の名称を「子の看護等休暇」に改める。また、勤続6か月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止する。
  - ④ 3歳になるまでの子を養育する労働者に関し事業主が講ずる措置（努力義務）の内容に、在宅勤務等（テレワーク）を追加する。
  - ⑤ 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取・配慮を事業主に義務づける。
- (2) 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化（育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法）
- ① 育児休業の取得状況の公表義務の対象を、常時雇用する労働者数が300人超（現行1000人超）の事業主に拡大する。
  - ② 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定時に、育児休業の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定を事業主に義務づける。
  - ③ 次世代育成支援対策推進法の有効期限（現行は2025（令和7）年3月31日まで）を2035（令和17）年3月31日まで、10年間延長する。
- (3) 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等（育児・介護休業法）
- ① 労働者が家族の介護に直面した旨を申し出たときに、両立支援制度等について個別の周知・意向確認を行うことを事業主に義務づける。
  - ② 労働者等への両立支援制度等に関する早期（40歳等）の情報提供や、雇用環境の整備（労働者への研修等）を事業主に義務づける。
  - ③ 介護休暇について、勤続6か月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止する。
  - ④ 家族を介護する労働者に関し事業主が講ずる措置（努力義務）の内容に、在宅勤務等（テレワーク）を追加する。

- 【主な関係巻】
- ① 『保育原理』 第15講
  - ③ 『子ども家庭福祉』 第4講・第6講・第14講
  - ④ 『社会福祉』 第12講
  - ⑤ 『子ども家庭支援論』 第3講
  - ⑩ 『子育て支援』 第19講

## 4 児童自立生活援助事業に関する改正

2022（令和4）年の児童福祉法改正により、児童自立生活援助事業の対象者の拡大が行われ、同改正が2024（令和6）年4月に施行されることに伴い、2024（令和6）年3月30日に、細部規定を定める政令の改正が「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」として公布された。

同政令による児童福祉法施行令の改正により、事業の対象となる義務教育を終了した児童や児童以外の満20歳未満の者の措置解除者等として、児童自立生活援助の実施、母子生活支援施設における保護の実施、児童相談所等による一時保護の実施を解除された者が規定され、さらに事業の対象として、満20歳以上の措置解除者等で、高校・大学等に就学中・就学する見込みがあること、就職活動を行っていること、不安定な雇用状態にあること、障害・疾病等により支援を必要とすることといったやむを得ない事情により、児童自立生活援助の実施が必要であると都道府県知事が認めたものが加えられた。

また、事業の実施場所については、2023（令和5）年11月14日に児童福祉法施行規則が改正され（2024（令和6）年4月施行）、共同生活を営むべき住居（自立援助ホーム）以外に、児童養護施設等の施設や里親の居宅等でも事業が実施できるようになった。

- 【主な関係巻】 ③『子ども家庭福祉』第11講  
⑤『子ども家庭支援論』第12講  
⑥『社会的養護Ⅰ』第6講

## 5 一時保護施設の設備及び運営に関する基準の制定

2022（令和4）年の児童福祉法改正により、都道府県は、児童を一時保護する施設（一時保護施設）の設備および運営について、内閣府令で定める基準に従いまたは参酌して、条例で基準（最低基準）を定めなければならないとされた。同改正が2024（令和6）年4月に施行されることに伴い、2024（令和6）年3月27日に、一時保護施設の設備及び運営に関する基準が制定された。

都道府県が条例で定める最低基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて衛生的な環境において、素養がありかつ適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとし、また都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとしている。都道府県が最低基準を定める際に従う・参酌する基準として、「一時保護施設の一般原則」「非常災害対策」「安全計画の策定等」「自動車を運行する場合の所在の確認」「入所した児童を平等に取り扱う原則」などが規定されている。

- 【主な関係巻】 ⑤『子ども家庭支援論』第4講・第12講  
⑥『社会的養護Ⅰ』第7講・第12講  
⑩『子育て支援』第12講・第13講

## 6 児童福祉施設および家庭的保育事業等設備運営基準の一部改正

2024（令和6）年3月13日に、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」が公布され、保育士1人当たりの児童数が引き下げられることとなった（2024（令和6）年4月1日施行）。

	改正前	改正後
満4歳以上児の職員配置基準	30人につき1人	25人につき1人
満3歳児の職員配置基準	20人につき1人	15人につき1人

【主な関係巻】 ③『子ども家庭福祉』第8講  
④『社会福祉』第12講  
⑤『子ども家庭支援論』第3講

## 7 子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正

2024（令和6）年6月26日に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布された。改正の概要は以下のとおりである（2024（令和6）年9月25日施行）。

### 1. 法律の題名の変更

- ・子ども大綱（2023（令和5）年12月22日）において、「子どもの貧困を解消し、貧困による困難を、子どもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、法律の題名に「貧困の解消」を入れることとし、法律の題名を「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に変更した。
- ・題名の変更に伴い、「子どもの貧困対策」を「子どもの貧困の解消に向けた対策」に変更した。

### 2. 目的や基本理念の充実

- ・子ども大綱の記述を踏まえて、「目的」および「基本理念」において、解消すべき「子どもの貧困」を具体化した。
- ・「基本理念」に、子どもの貧困の解消に向けた対策は、「子どもの現在の貧困を解消するとともに子どもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」ことおよび「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びその子どもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことを明記した。

### 3. 大綱において定める指標の追加

- ・政府において2023（令和5）年4月に「養育費受領率の達成目標」が定められたことを踏まえ、子ども貧困大綱において定める指標に「ひとり親世帯の養育費受領率」を追加した。

### 4. 民間の団体の活動の支援の規定の新設

- ・民間の団体が行う支援活動を支援するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずる規定を新設した。

### 5. 調査研究の充実や成果の活用推進の追加

- ・「子どもの貧困の実態」「貧困の状況にある子ども及びその家族の支援の在り方」「地域の状況に応じた子どもの貧困の解消に向けた対策の在り方」など調査研究の対象を明記した。
- ・子どもの貧困の解消に向けた対策の実施状況の検証や成果の活用の推進を明記した。

【主な関係巻】 ③『子ども家庭福祉』第3講  
④『社会福祉』第1講・第6講

## 8 民法等の改正

2024（令和6）年5月24日に「民法等の一部を改正する法律」が公布された。改正の概要は以下のとおりである（一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日に施行）。

①親の責務等に関する規律を新設	・婚姻関係の有無にかかわらず父母が子に対して負う責務を明確化 ・親権が子の利益のために行使されなければならないものであることを明確化
②親権・監護等に関する規律の見直し	・従来の単独親権に加え、離婚後も父母双方が親権をもつ「共同親権」の導入 ・共同親権の場合における、親権の単独行使が可能な場合の明確化 など
③養育費の履行確保に向けた見直し	・養育費債権に優先権（先取特権）を付与 ・父母が離婚後の養育費を取り決めていなくても一定額の支払いを義務づける「法定養育費制度」の導入 など
④安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し	・審判・調停前等の親子交流の試行的実施に関する規律を整備 ・婚姻中別居の場面における親子交流に関する規律を整備 など
⑤その他の見直し	・財産分与の請求期間を2年から5年に伸長 ・養子縁組後の親権者に関する規律の明確化 など

【主な関係巻】 ⑥『社会的養護Ⅰ』第3講

## 9 生活困窮者自立支援法等の改正

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立のさらなる促進を図るため、2024（令和6）年4月24日に「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」が公布された。改正の主な内容は以下のとおりである（2025（令和7）年4月1日施行。ただし、(2)②は公布日、(2)①は2024（令和6）年10月1日から施行され、(2)②は2024（令和6）年1月1日から遡及適用される）。

### (1) 居住支援の強化のための措置（生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法）

- ① 住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する（生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業）。
- ② 見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定した生活を支援する。
- ③ 家賃が低廉な住宅等への転居により安定した生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。
- ④ 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を設ける。

## (2) 子どもの貧困への対応のための措置（生活保護法）

- ① 生活保護世帯の子どもおよび保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する。
- ② 生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図る。

## (3) 支援関係機関の連携強化等の措置（生活困窮者自立支援法、生活保護法）

- ① 就労準備支援、家計改善支援の全国的な実施を強化する観点から、生活困窮者への家計改善支援事業についての国庫補助率の引き上げ、生活保護受給者向け事業の法定化等を行う。
- ② 生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みを創設し、両制度の連携を強化する。
- ③ 多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置（生活困窮者向けの支援会議の設置の努力義務化や、生活保護受給者の支援に関する会議体の設置規定の創設など）を図る。
- ④ 医療扶助や健康管理支援事業について、都道府県が広域的観点からデータ分析等を行い、市町村への情報提供を行う仕組み（努力義務）を創設し、医療扶助の適正化や健康管理支援事業の効果的な実施等を促進する。

【主な関係巻】 ④『社会福祉』第1講・第3講・第6講

## 10 「障害児支援の安全管理に関するガイドライン」の策定

2024（令和6）年7月4日に、こども家庭庁は「障害児支援の安全管理に関するガイドライン」を策定した。「児童福祉施設における事故防止について」（昭和46年7月31日児発第418号厚生省児童家庭局長通知）や「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）、「障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」（令和5年7月4日こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）等を整理、見直したものである。

安全計画の策定をはじめとした安全管理対策や日々の支援における事故防止の取組、事故発生時の地方自治体への報告や事故発生後の対応等、重大事故が発生しやすい場面ごとの注意点や、事故が発生した場合の具体的な対応方法等が盛り込まれている。

【主な関係巻】 ⑩『障害児保育』第2講・第15講

## 11 障害児の補装具費支給制度の拡充

2024（令和6）年3月29日に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」（平成18年政令第10号）と「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）が改正され、障害児の補装具費支給制度が拡充された。改正の概要は、以下のとおりである（2024（令和6）年4月1日施行・適用）。

### (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」の改正

これまで補装具費の支給制度の対象外となっていた、市町村民税の所得割額が46万円以上である障害児または障害児の属する世帯の世帯員についても、新たに補装具費支給制度の対象とすることとなった。

### (2) 「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」の改正

#### 改正の概要

- ① 補装具費の基準額について、補装具の製作に必要な原材料費、人件費および流通経費等の実勢価格を踏まえ、所要の改定を行った。
- ② 装具の購入基準はオーダーメイドを想定したものとなっていたが、既製品（レディメイド）が処方されている実態を踏まえ、装具にかかる購入基準に装具（レディメイド）を新設した。
- ③ 車椅子および電動車椅子においては、補装具事業者において採寸および適合等を行っている実態を踏まえ、基本価格を新設した。
- ④ 補装具の各種目についての定義が定められていなかったことから、購入基準に含まれる種目および種類の定義について新設した。
- ⑤ 用語について、日本リハビリテーション医学会用語集および日本産業規格 JIS T0101 に基づく見直しを行った。

【主な関係巻】 ⑰『障害児保育』第1講・第15講

## 12 第14次地方分権一括法の公布

2024（令和6）年6月19日に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）（第14次地方分権一括法）が公布された。その概要は以下のとおりである（施行日は、①は公布の日から起算して3月を経過した日等、②は公布の日等、③は2025（令和7）年4月1日）。

- ① 里帰り出産等における情報連携の仕組みの構築（母子保健法）
- ② 幼稚園教諭免許状・保育士資格のいずれか一方のみで幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることのできる特例等の期限の延長（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、教育職員免許法）
- ③ 管理栄養士養成施設卒業者に係る管理栄養士国家試験の受験資格としての栄養士免許取得の不要化（栄養士法）

【主な関係巻】 ③『子ども家庭福祉』第4講・第7講  
⑱『子育て支援』第13講

新・基本保育シリーズ 別冊 2025

## 法制度等の主な動きとポイント

2025年4月20日 発行

発行………中央法規出版株式会社

過去に発行した『法制度等の主な動きとポイント』を  
下記二次元コードからダウンロードいただけます。



〔2023年版〕



〔2024年版〕